



令和5年3月15日

富山県知事 新 田 八 朗

1 処分をした年月日

令和5年3月7日

2 処分を受けた者の商号、主たる営業所の所在地、代表者の氏名及び許可番号

- (1) 商号 株式会社古栃建設
- (2) 主たる営業所の所在地 滑川市上小泉2145番地の1
- (3) 代表者の氏名 古栃 渉
- (4) 許可番号 富山県知事許可（特－4）第 897号

3 処分の内容

建設業法第28条第3項の規定による営業の停止命令

(1) 停止を命ずる営業の範囲

建設業の営業の全部

(2) 停止を命ずる期間

令和5年3月22日から同月28日まで

4 処分の原因となった事実

株式会社古栃建設の従業員が、同社の業務に関し、法定の除外事由がないのに、廃棄物である足場材を投棄したことにより、同社は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第 137号）第16条の規定に違反するものとして、令和4年7月20日に富山簡易裁判所から罰金 100万円の略式命令を受け、その刑が確定した。

このことが、建設業法第28条第1項第3号に該当するため